

運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案及び意見公募の実施

令和 8 年 7 月 22 日

原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、運転責任者に係る基準等に関する規程（平成 13 年 8 月経済産業省告示第 589 号）の改正案及びこれに対する意見公募の実施の了承について諮るものである。

2. 制度概要及び運用の実態

（1）制度の概要

実用発電用原子炉設置者（以下「設置者」という。）は、法令により原子力規制委員会が定める基準に適合するものの中から運転責任者を選任すること及び運転責任者が同基準に適合しているかどうかを判定するための判定方法等について、原子力規制委員会の確認を受けることを義務づけられており、また、当該確認の有効期間は 3 年と規定されている（根拠法令は参考 1 参照）。

（2）運用の実態

設置者は原子力発電所運転責任者の判定に係る規程（JEAC4804）や原子力発電所運転員の教育・訓練指針（JEAG4802）等を取り込んだ運転責任者の判定方法に係る文書を作成し、それに基づいて運転責任者を選任している。このため、その申請においては、直近に確認を受けた内容から変更がない申請や軽微な修正にとどまる申請が大半を占めている。

このように、原子力規制委員会が行う 3 年ごとの判定方法の確認は、形式的な変更の確認にとどまっており、3 年ごとに確認する意義が薄れている。

また、令和 2 年度から運用している新検査制度においては、設置者が告示第 3 条に基づく確認を受けた内容に従って運転責任者の判定を行っていることについては、基本検査により毎年度確認している。

なお、令和 8 年 6 月 18 日に、設置者等と面談を行い、告示について意見交換を行った結果、規制庁及び設置者の互いの業務効率化に向けて、告示第 4 条で定めている原子力規制委員会の確認の有効期間を廃止することが適当であるとの認識で一致した¹。

3. 改正案の内容（委員会了承事項）

2.（2）の運用の実態を踏まえれば、設置者に対して一律に 3 年ごとの申請を求めるのではなく、設置者が確認を受けた事項を変更しようとする場合に限り、原子力規制委員

¹ 運転責任者に係る基準等に関する規程に関する面談 令和 8 年 06 月 18 日
(<https://www.da.nra.go.jp/detail/NRA100019009>)

会から変更の確認を受けるようにすることが合理的かつ効率的であると考える。

以上を踏まえ、当該告示について別紙 1 のとおり改正案を作成したので、了承いただきたい。改正案の内容は以下のとおり。

(1) 確認の有効期間の廃止及び変更の確認の申請に係る規定の新設

3 年の確認の有効期間を廃止するとともに、原子力規制委員会から確認を受けた項目を設置者が変更しようとする場合において、設置者から変更の確認の申請を求める規定を新設する。

なお、改正告示の施行時点までに有効期間を経過していない確認については、施行後、有効期間を経過しても有効であるものとして取り扱う。

(2) 施行期日

公布の日から施行する。

4. 意見公募の実施（委員会了承事項）

別紙 1 に示す告示の改正について、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく意見公募を実施することを了承いただきたい。

実施期間：令和 8 年 7 月 23 日から同年 8 月 21 日まで（30 日間）

実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び郵送

5. 今後の予定

意見公募の終了後、原子力規制委員会にその結果の報告を行うとともに、提出意見に対する考え方及び提出意見を踏まえた、運転責任者に係る基準等に関する規程の改正案を諮る。

<資料一覧>

別紙 1 運転責任者に係る基準等に関する規程の一部を改正する告示

参考 1 関係法令

参考 2 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 87 条第 4 号の規定に基づき
原子力規制委員会が行う確認に関する要領

○原子力規制委員会告示第 号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第八十七条第三号及び第五号の規定に基づき、運転責任者に係る基準等に関する規程（平成十三年八月経済産業省告示第五百八十九号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 ●●●●

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
(変更の確認等) 第四条 規則第八十七条第四号の確認を受けた者は、第二条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の変更の確認を受けなければならない。 2 前項の変更の確認の申請をしようとする者は、当該変更の内容及びその理由を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 3 前条各項の規定は、第一項の変更の確認について準用する。	第四条 前条第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に改正前の運転責任者に係る基準等に関する規程第三条第一項の規定によりされた確認のうち同日において有効期間を経過していないものについては、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

参考 1 関係法令

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）（抄）

（保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置）

第四十三条の三の二十二 発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。

一 （略）

二 発電用原子炉の運転

三 （略）

2 （略）

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）（抄）

（発電用原子炉の運転）

第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一・二 （略）

三 前号の構成人員のうち運転責任者は、発電用原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であって、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。

四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五 第三号に定めるもののほか、運転責任者に関し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。

六～十一 （略）

運転責任者に係る基準等に関する規程（平成 13 年 8 月経済産業省告示第 589 号）

（基準）

第一条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）第八十七条第三号の原子力規制委員会が告示で定める基準（以下「基準」という。）は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉の運転に関する業務に五年以上従事した経験を有していること。

二 過去一年以内に同一型式の発電用原子炉の運転に関する業務に六月以上従事した経験を有していること。

三 発電用原子炉施設を設置した事業所において、管理的又は監督的地位にあること。

四 発電用原子炉に関する知識及び技能であって、次に掲げるものを有していること。

イ 発電用原子炉の運転、事故時における状況判断及び事故に際して採るべき措置 に

関すること。

ロ 関係法令及び保安規定に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。

ニ 運転員の統督に関すること。

第二条 規則第八十七条第四号の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 基準に適合するかどうかの判定を行う方法に関すること。

二 基準に適合するかどうかの判定業務の実施体制に関すること（合否の判定に係る職員の資格及び数並びに設備に関することを含む。）。

三 基準に適合した者に係る有効期間に関すること。

四 基準に適合した者に係る更新の手續に関すること。

（確認等）

第三条 原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることを確認するものとする。

2 原子力規制委員会は、前項の規定による確認をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 原子力規制委員会は、前項の規定による通知をしたときは、その旨を公表するものとする。

第四条 前条第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

参考 2 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 87 条第 4 号の規定に基づき原子力規制委員会が行う確認に関する要領（原規規発第 1503318 号）

1. 目的

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号。以下「規則」という。）第 87 条第 4 号に規定する確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、運転員に対し、運転員が運転責任者に係る基準等に関する規程（平成 13 年経済産業省告示第 589 号。以下「告示」という。）第 1 条に掲げる基準（以下「基準」という。）に適合しているかどうかの判定を行うに当たり、その方法、実施体制等（以下「判定方法等」という。）が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、原子力規制委員会が確認を行うための要領として定めたものである。

2. 確認に関する要領

（1）基準に適合しているかどうかの判定を行う申請者の判定方法等が、次の事項を満足し、関係法令の改廃及び保安規定の変更等の運転責任者に係る基準の変更を踏まえたものであることを確認する。

1）基準に適合するかどうかの判定を行う方法に関すること

- ① 判定を行う方法が客観的、公正かつ確実なものであること。
- ② 経験年数及び地位の確認は、記録により行われること。この場合、発電用原子炉の運転に関する業務については、その内容及び経験年数の算定基準が明確であること。
- ③ 発電用原子炉の運転に必要な知識及び技能の判定は、運転実技試験、講習及び口答試験又は筆記試験（以下「試験等」という。）により以下のとおり行われるものであること。
 - 運転実技試験は、告示第 1 条第 4 号イからニまでに掲げることに關し、運転責任者として必要な専門的技能の有無を判定するのに十分なものであること。
 - 講習は、告示第 1 条第 4 号イからニまでに掲げることに關し、発電用原子炉の運転に必要な知識の向上を図る上で十分なものであること。
 - 口答試験は、告示第 1 条第 4 号ニに掲げることに關し、運転責任者の職務を遂行するために必要な実務的知識の有無を判定するのに十分であること。
 - 筆記試験又は口答試験は、告示第 1 条第 4 号イからハまでに掲げることに關し、運転責任者の職務を遂行するために必要な実務的知識の有無を判定するのに十分であること。

④ 上記③に係る判定条件が明確かつ定量的であること。

2）基準に適合するかどうかの判定業務の実施体制に関すること

- ① 基準に適合するかどうかの判定の手続が明確であること。
- ② 基準に適合するかどうかの判定及び基準に適合した者に係る更新の手続に関する業務（以下「合否判定等業務」という。）を行う組織及びその責任が明確に定められていること。
- ③ 合否判定等業務に従事する者の経験、知識及び技能並びに人数が個別具体的に定め

られていること。

- 運転実技試験の試験員は、運転員に対し、シミュレータによる発電用原子炉の運転、事故（重大事故に至るおそれのある事故及び重大事故を含む。）時における状況判断及び事故に際して採るべき措置に関する訓練及びその結果の評価を行う業務の経験を有する者から選任されること。
- 講習の講師は、関係法令及び保安規定に精通している者、運転員の統督その他発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者からそれぞれ選任されること。
- 口答試験及び筆記試験の試験員は、原子力工学に関する知識を有する者、原子力発電所の運転管理又は研究・教育に経験を有する者、運転実技試験の試験員からそれぞれ選任されること。

- ④ 合否判定等業務に従事する者、設備その他合否判定等業務の実施に関することが、客観的、公正かつ確実な判定の実施に支障を及ぼすものでないこと。
- ⑤ 合否判定等業務の一部又は全部を行う組織が申請者以外の組織である場合には、当該組織の合否判定等業務の実施体制が（１）２）の①から④までを満たすことについて、申請者の品質保証計画に基づき適切に管理されていること。
- ⑥ 関係法令の改廃、保安規定の変更等の運転責任者に係る基準に変更があり、当該変更を判定方法等に反映させる必要がある場合、判定方法等に反映する手続きが明確に定められていること。

３）基準に適合した者に係る有効期間に関すること

- ① 基準に適合した者に係る有効期間が明確に定められていること。
- ② 有効期間は３年を超えないこと。

４）基準に適合した者に係る更新の手続に関すること

- ① 基準に適合した者に係る更新の手続が明確であること。
- ② 更新の判定条件が明確に規定されており、かつ、当該条件が、新規に判定を受けようとする者に対する判定条件と比べても遜色ないものであること。

- （２）上記（１）の確認において合否判定等業務を行う組織が申請者以外の組織である場合には、基準に適合しているかどうかの判定を行う申請者の判定方法等が、前回の確認以降に申請者が実施した（１）２）⑤の品質保証計画に基づく監査等の結果を踏まえたものであることを確認する。

○運転責任者とは

運転員：原子炉の運転に必要な知識を持つ



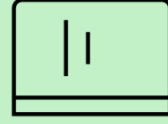
運転責任者：告示の基準に適合
(いわゆる当直長)

基準：

- 原子炉の運転に関する業務に5年以上従事した経験
- 過去1年以内に同一型式の原子炉の運転に関する業務に6月以上従事した経験
- 原子炉を設置した事業所において、管理的・監督的地位にある
- 運転・事故時における状況判断や採るべき措置の知識・技能がある等

判定

判定方法：



経歴・地位
の確認



実技試験



筆記試験



口述試験



講習

JEAC4804
JEAG4802
等